

補助事業等における残存物件の取扱いについて

昭和34年3月12日
建設省発第74号
建設事務次官通知

最終改正 平成4年7月21日

(建設省会発第520号)

建設省所管補助金等交付規則（昭和33年建設省令第16号）第5条第2項第2号の規定に基づく補助条件（以下単に「補助条件」という。）の運用については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下関係市町村長にも周知徹底のうえ、遺憾のないように取り計らわれたい。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第10条の規定に適用される残存物件等については、補助条件が適用されないのを念のため申し添える。

記

1 対象となる物件の範囲

- 補助条件の対象となる物件は、補助事業等（以下単に「補助事業」という。）により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料で、当該補助事業完了の際残存しているものをいうものとする。
- 前号にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品で、取得単価20,000円以上のものをいうものとする。
- セメント空袋、アスファルト空缶等補助事業の施行により附随的に発生した物件については、別途指示するところによるものとし、補助条件の対象から除外する。

2 補助金等の返還

- 補助事業の完了の際物件が残存するときは、3により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る補助事業完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る補助事業完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した補助事業に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 前2号による返還金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 物件を2以上の補助事業の経費で共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、各補助事業の分担した費用の割合に応じて按分するものとする。
- 残存価額は、備品については、取得価額に別表第1に定める残存価額率を乗じて得

た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が別表第2に定める耐用年数を満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価額と相殺するものとする。

- (6) 取得価額は、原則として現場渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
- (7) 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、建設大臣がやむを得ないものと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。

3 継続使用

- (1) 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、建設大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額50万円未満のもの又は残存価額が10万円未満となったものについては、あらかじめ建設大臣の承認があったものとする。
- (2) 継続使用が認められるのは、同種の他の補助事業に限られているが、同種の補助事業とは、当該物件を取得した補助事業に交付された補助金と建設本省における主管局が同一である補助金に係る補助事業で、補助事業者が同一のものをいうものとする。
- (3) 2以上の補助事業の経費で共同して取得した物件は、当該共同取得に係る各補助事業のいずれについても同種である補助事業において継続使用し得るほか、当該共同取得に係る各補助事業のそれぞれについて同種である補助事業の間において共同して継続使用することができるものとする。

4 備品の使用期間の計算方法

- (1) 当該備品を取得した日の属する月から、補助事業（継続使用の場合にあっては、継続使用に係る最終の補助事業）の完了した日の属する月（精算事務処理の必要な備品については、当該補助事業に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- (2) 補助事業により中古品を取得した場合においては、建設大臣がやむを得ないものと認めたときに限り、取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

5 物件の滅失又は毀損の場合の措置

- (1) 補助事業により取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については補助事業に使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損した場合には、当該滅失又は毀損がなかったものとして取り扱う。この場合において、物件が滅失し、又は毀損により使用が不可能となったときは、補助事業者の負担において代るべき物件を補充する場合を除き補助金の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可能となった日の属する月までとして算出するものとする。

(2) 前号の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、建設大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については補助事業に使用されたものとみなすことができるものとする。

6 その他

(1) 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく当該物件を取得した補助事業と同種の他の補助事業に継続使用するものとする。

(2) 建設大臣は、特別の事情によりこの通達により難いと認める物件については、残存価額を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは同種の補助事業の範囲に関し、特例を設けることができる。

(3) この通達の実施の細目については、各主管局ごとに別に定める。

(4) この通達は、昭和33年度分の予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この通達による改正後の補助事業等における残存物件の取扱いについては、昭和52年4月1日から適用する。

別表第 1

残 存 価 額 率 表

使用 期間	1 年 以 内				2 年 以 内				3 年 以 内				4年 以 内	5年 以 内	6年 以 内	7年 以 内	8年 以 内	9年 以 内	10年 以 内	11年 以 内	12年 以 内	13年 以 内	14年 以 内	15年 以 内	16年 以 内	17年 以 内	18年 以 内	19年 以 内	20年 以 内
	3ヵ月 以 内	6ヵ月 以 内	9ヵ月 以 内	1年 以 内	3ヵ月 以 内	6ヵ月 以 内	9ヵ月 以 内	1年 以 内	3ヵ月 以 内	6ヵ月 以 内	9ヵ月 以 内	1年 以 内																	
1 年	0.562	0.165	0.100																										
2 "	0.750	0.562	0.419	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100																					
3 "	0.825	0.681	0.562	0.464	0.383	0.316	0.260	0.215	0.177	0.147	0.121	0.100																	
4 "	0.866	0.750	0.632	0.562	0.487	0.422	0.365	0.316	0.274	0.237	0.205	0.177	0.100																
5 "	0.891	0.794	0.704	0.631	0.562	0.501	0.477	0.398	0.355	0.316	0.282	0.251	0.159	0.100															
6 "	0.908	0.825	0.750	0.681	0.619	0.562	0.511	0.464	0.422	0.383	0.348	0.316	0.215	0.147	0.100														
7 "	0.918	0.848	0.780	0.720	0.663	0.611	0.562	0.518	0.477	0.439	0.405	0.373	0.268	0.193	0.139	0.100													
8 "	0.931	0.867	0.807	0.750	0.698	0.649	0.604	0.562	0.523	0.487	0.452	0.422	0.316	0.237	0.178	0.133	0.100												
9 "	0.938	0.881	0.825	0.776	0.726	0.681	0.639	0.599	0.562	0.528	0.495	0.464	0.359	0.278	0.215	0.167	0.129	0.100											
10 "	0.944	0.891	0.841	0.794	0.750	0.708	0.668	0.631	0.596	0.562	0.531	0.498	0.399	0.316	0.252	0.200	0.159	0.126	0.100										
11 "	0.948	0.901	0.854	0.811	0.770	0.731	0.693	0.658	0.623	0.593	0.562	0.534	0.433	0.351	0.285	0.231	0.187	0.152	0.123	0.100									
12 "	0.953	0.908	0.866	0.825	0.787	0.750	0.715	0.681	0.649	0.619	0.590	0.562	0.464	0.383	0.316	0.256	0.215	0.178	0.147	0.121	0.100								
13 "	0.955	0.912	0.871	0.832	0.794	0.759	0.741	0.708	0.676	0.646	0.617	0.603	0.490	0.417	0.347	0.288	0.240	0.204	0.170	0.141	0.120	0.100							
14 "	0.955	0.912	0.891	0.851	0.813	0.776	0.741	0.725	0.692	0.661	0.631	0.617	0.513	0.437	0.372	0.316	0.269	0.229	0.195	0.162	0.138	0.117	0.100						
15 "	0.955	0.933	0.891	0.851	0.832	0.794	0.759	0.741	0.708	0.676	0.661	0.631	0.537	0.468	0.398	0.339	0.295	0.251	0.214	0.186	0.158	0.135	0.117	0.100					
16 "	0.955	0.933	0.891	0.871	0.832	0.813	0.776	0.741	0.725	0.692	0.676	0.646	0.562	0.490	0.417	0.363	0.316	0.275	0.234	0.204	0.178	0.155	0.132	0.115	0.100				
17 "	0.955	0.933	0.912	0.871	0.851	0.813	0.794	0.759	0.741	0.708	0.692	0.661	0.575	0.513	0.447	0.389	0.339	0.302	0.257	0.224	0.195	0.174	0.151	0.132	0.115	0.100			
18 "	0.978	0.933	0.912	0.871	0.851	0.832	0.794	0.776	0.741	0.725	0.708	0.676	0.603	0.525	0.468	0.407	0.363	0.316	0.275	0.245	0.214	0.191	0.166	0.148	0.129	0.115	0.100		
19 "	0.978	0.933	0.912	0.891	0.851	0.832	0.813	0.776	0.759	0.741	0.725	0.692	0.617	0.550	0.479	0.427	0.380	0.339	0.295	0.263	0.234	0.209	0.182	0.162	0.145	0.129	0.112	0.100	
20 "	0.978	0.933	0.912	0.891	0.871	0.832	0.813	0.794	0.776	0.741	0.725	0.708	0.631	0.562	0.501	0.447	0.398	0.355	0.316	0.282	0.251	0.224	0.200	0.178	0.158	0.141	0.126	0.112	0.100

(注) 耐用年数が 20 年をこえる備品については、次の算出方式により残存価額を求めるものとする。
 C : 取得価額 S : 耐用年数経過後の残存価額 N : 耐用年数 V_m : m年経過後の残存価額 r : 償却定率

$$r = 1 - n \sqrt[n]{\frac{S}{C}} \quad V_m = C (1 - r)^m$$

別表第2

耐用年数表

種 別	名 称	規 格	耐用年数
1 建設機械			年
土工用機械	パワーショベル	} 0.6m ³ 以下	6
	バックホウ		
	ドラグライン	} 1.2m ³ 以上	7
	クラムシエル		
	油圧ショベル		5
	トラクタショベル	クローラ式	5
		ホイール式	
		1.8m ³ 以下	5
		2m ³ 以上	7
	ブルドーザ	国産	5
		外国製	7
	タイヤドーザ		5
	スクレーパ		7
	モータスクレーパ		6
	ダンプトラック		4
	バケットホイールエキスカバータ		6
	トレンチャ		5
	トラックトラクタ		5
	トレーラ		6
	機関車		7
	運搬車		5
	土運車	木製	2
		鉄製	5
	軌条		10
	ターンテーブル		4
	分岐線		4
ベルトコンベヤ	ポータブル	3	
	固定式	4	
油圧リッパ		5	
スクレープドーザ		5	

種 別	名 称	規 格	耐用年数	
荷 役 用 機 械	トラックタ		5	
	クローラクレーン		6	
	トラッククレーン		6	
	ホイールクレーン		6	
	クレーントラック		5	
	ケーブルクレーン		6	
	デリッククレーン		7	
	ジブクレーン		6	
	タワークレーン		7	
	工事用エレベータ		7	
	工事用リフト		7	
	ホイスト	電動式	7	
	ウインチ		7	
	チェンブロック		5	
	ジャッキ	油圧式	5	
	レッカー		5	
	フォークリフト		5	
基礎工事及び地盤改良用機械	ディーゼルパイルハンマ		5	
	振動パイルドライバー		5	
	パイルエキストラクタ		5	
	モンケン		10	
	真矢		10	
	くい打やぐら		5	
	アースドリル		5	
	リバーサーキュレーションドリル		5	
	ベノト掘削機		5	
	アースオーガ		5	
	ペーパーパドレーンマシン		5	
	サンドパイル打込装置		5	
	グラウトポンプ		4	
	グラウトミキサ		4	
	モータグレーダ		5	
	整地締固及び路盤用機械	ロードスタビライザ		5

種 別	名 称	規 格	耐用年数
舗 装 用 機 械	キミシングスタビライザ	自走式	5
	アグリゲートスプレッダ		3
	ロードローラ		5
	タイヤローラ		5
	タンピングローラ		7
	振動ローラ		5
	振動コンパクタ		6
	ランマ		3
	タンパ		3
	アスファルトプラント		5
	アスファルトフィニッシャ	5	
	アスファルトディストリビュータ	5	
	アスファルトスプレヤ	エンジン式	4
	チップスプレッダ	3	
	アスファルトクッカ	5	
	コンクリートフィニッシャ	5	
	コンクリートスプレッダ	6	
	コンクリートカッタ	5	
	舗装用スチールフォーム	4	
	アスファルトケットル	4	
舗装版破破機	6		
コンクリート用 機 械	コンクリートプラント	簡易式	5
		半自動, 自動式	7
	コンクリートミキサ	重力式	5
		強制練り	5
	コンクリートポンプ		4
	コンクリートポンプ車		4
	トクラックミキサ		5
	アジテータトラック		5
	コンクリート振動機	棒状	3
		平面	4
	セメントサイロ	8	
	セメントガン	5	

種 別	名 称	規 格	耐用年数
砕石, 選別用機 械	ジョークラッシャ		5
	インパクトクラッシャ		5
	ユーンクラッシャ		5
	クラッシャファイヤ		5
	ロッドミル		5
	バイブレーションスクリーン		5
	チェンコンベヤ		4
	エプロンフィーダ		4
	スクリュウコンベヤ		4
	バケットエレベータ		4
作 業 船	ポンプ浚せつ船		7
	バケット浚せつ船		7
	ディップ浚せつ船		8
	グラブ浚せつ船	木製	6
		鋼製	8
	土運船 (非航)	木製	8
		鋼製	12
	引船	木製	10
		鋼製	16
		鋼製	16
そ の 他	ボート		5
	さく岩機		3
	ドリルジャンボ		5
	ワゴンドリル		5
	ボーリングマシン		6
	シールド掘進機	手掘式	3
		機械式	4
	コンプレッサ	20馬力未満	5
		20馬力以上	7
	送風機	軸流式	5
	ターボ式	6	
		5	
		5	

種 別	名 称	規 格	耐用年数	
車 両 等	水中モータポンプ		5	
	バーチカルポンプ		5	
	サンドポンプ		5	
	潜水ポンプ		5	
	スチールフォーム		4	
	型枠	木製		1
		鉄製		3
	内燃機関	ディーゼル		7
		ガソリン		5
	電動機		10	
	発電機		10	
	発動発電機	ガソリンエンジン		5
		ディーゼルエンジン		7
	変圧器		10	
	受電盤		10	
	配電盤		10	
	電線		5	
	電柱	鉄柱		15
		木柱		10
	電気溶接機		8	
	整流器		7	
	車 両 等	トラック	普通	5
		乗用車		6
		大型バス		6
		マイクロバス		5
		軽自動車		4
		ジープ		5
		貨物乗用自動車		5
		自動三輪車		4
		自動二輪車		4
		原動機付自転車		3
		自転車		3
スキー			2	

種 別	名 称	規 格	耐用年数
2大工器具	ショベル		1
	すき		1
	じょれん		1
	つるはし		1
3工 具 類	のこぎり		3
	斧		3
	のみ		3
	かんな		3
	釘抜		3
	なた		3
	差金		3
	ベンチ		3
	ブリキ鋏		3
	墨つぼ		3
	やっところ		3
	かま		3
	はんだごて		3
	電気ごて		3
	ドリル		3
	ちょうな		3
	ボート		3
	かけや		3
	モンキー		3
	トーチランプ		4
	スパナ		5
	パイプレンチ		5
	プライヤー		5
	滑車		5
	バール		5
	ブロック		5
蛸		5	
ハンマー		5	
烙印		5	

種 別	名 称	規 格	耐用年数
	たがね		5
	折台		5
	グラインダー		5
	車砥		5
	ふいご		5
	四つ蛸		5
	モンキーレンチ		5
	万力		10
	金敷		10
	じんくろう		10
4 試験用又は測量 用機械器具	万能試験機		6
	抗張試験機		6
	抗曲試験機		6
	抗圧試験機		6
	搦固試験機		6
	セメント硬化試験機		6
	路床支持力試験機		4
	貫入度試験機		4
	流速計		3
	自記水位計		5
	水質測定機		5
	雨量計		5
	自記雨量計		5
	ロビンソン風速計		5
	風向計		5
	風力計		5
	気圧計		5
	蒸発計		5
	照度計		5
	寒暖計		3
	湿度計		3
	乾燥度測定器		4
	油圧計		5

種 別	名 称	規 格	耐用年数
	比重計		2
	硬度計		5
	電流計		5
	電力計		5
	抵抗器		5
	マイクロメーター		4
	プランメーター		4
	路面凸凹測定機		4
	骨材計量機		5
	アスファルト針入度計		4
	恒温水槽		4
	水平測定器		5
	平板測量器		5
	水準傾斜計		4
	投光器		3
	トランシット		5
	レベル		5
	ハンドレベル		3
	ダイヤルゲージ		4
	ブリッジ類		5
	オッシログラフ		5
	テストハンマー		4
	経緯儀		5
	金属性ボール	ケース付	2
	スチール・テープ	ケース付	2
	巻尺		1
	測量用三脚		3
	ら針盤		5
	百葉箱		5
	数取機		2
	台秤		4
	自動秤		2
	上皿天秤		4

種 別	名 称	規 格	耐用年数	
5 製図用備品器具	定規類		3	
	製図用セット (個々の器具を含む。)		3	
	伸縮自在器		3	
	製図板		5	
	製図台		5	
	透写台		5	
	日光焼付枠		5	
	青写真焼付器 〃	日光 電光	5 8	
6 事務用品, 器具, 机, 椅子類 書庫, 戸棚類 立掛具, 箱類	事務机	主として金属製のもの その他のもの	15 7	
	テーブル		10	
	事務椅子	主として金属製のもの その他のもの	10 5	
	折たたみ椅子		3	
	安楽椅子		5	
	椅子カバー		2	
	書庫	書庫	木製 金属製	7 15
		書架	木製 金属製	5 7
	ファイリングキャビネット		15	
	図面整理棚	} 木 製	7	
	カード箱			
	戸棚	} 金 属 製	10	
	衣類戸棚			
	立掛具, 箱類	衝立		7
		新聞掛		5
		傘立		5
		梯子		5

種 別	名 称	規 格	耐用年数
文具, 計算機類	書類箱		5
	印箱		5
	下駄箱		5
	入札箱		5
	算盤		3
	計算尺		3
	計算機		5
	電子計算機		6
	三角スケール		3
	ナンバリングマシン		5
	鳩目パンチ		3
	ホッチキス		3
	穴明器		3
	本立		5
	黒板		5
音響照明器具類	マイクロフォン		3
	拡声機		3
	電話機		3
	携帯無線機		3
	ブザー振鈴		1
	電気スタンド		3
	蛍光灯		3
	カーバイトランプ		2
	信号灯		2
	照明灯		2
暖冷房用器具	ストーブ		5
	ダルマストーブ		3
	石炭バケツ		2
	火鉢	瀬戸製	3
	〃	木製	5
	〃	鉄製	10
	電熱器		2
	扇風機		5

種 別	名 称	規 格	耐用年数
衛生, 清掃器具類	カークーラ		6
	恒温装置		7
	バケツ		2
	洗面器		2
	浴槽		2
	浴場用桶		2
	浴場用腰掛		2
	電気洗濯機		5
	電気掃除機		5
	ごみ箱		2
光学用器具類	写真機		5
	撮影機		5
	写真用附属品		3
	引伸機		8
	映写機		5
	映写幕		3
	望遠鏡		5
	双眼鏡		5
	拡大鏡		8
	雑具額	タイプライター	5
	タイプ用活字ケース		5
	謄写版		3
	謄写用ヤスリ		2
	輪転謄写機		3
	複写用コピー機		4
	トウシャファックス		5
	電子謄写機		5
	簡易押切機		5
	ガソリン携行缶		5
	充電器		6
ラジオ		5	
テレビ		5	

種 別	名 称	規 格	耐用年数
	時計		10
	抽選機（附属品を含む）		5
	金庫		20
	手提金庫		5
	作業衣		1
	雨合羽		2
	長靴		1
	ヘルメット		3
	マット		3
	救急箱		3
	図書		5
	〃	年鑑等その性質により短期間にその効用を失うもの	1
7 厨用品, 宿舍用品類	鍋		2
	釜		4
	薬缶		2
	飯びつ		5
	米びつ		5
	冷蔵庫		4
	電気冷蔵庫		6
	ふとん類		2
	毛布		2
	敷布		1
	寝巻		1
	かや		2
	寝台	木製	5
	〃	鉄製	10
	シート		3
	天幕		5
8 仮設物及び仮設備用品	移動鉄舎		10
	パイプ仮設住宅		7

種 別	名 称	規 格	耐用年数
	木造建物	比較的堅固なもの（事務所宿舎）	8
	〃	比較的堅固でないもの（倉庫, 車庫）	5
	木造バラック		3
	仮設備用品	鉄製	3
	〃	木製	1

備考 この表に掲げられていない品目については、類似の品目によるものとする。